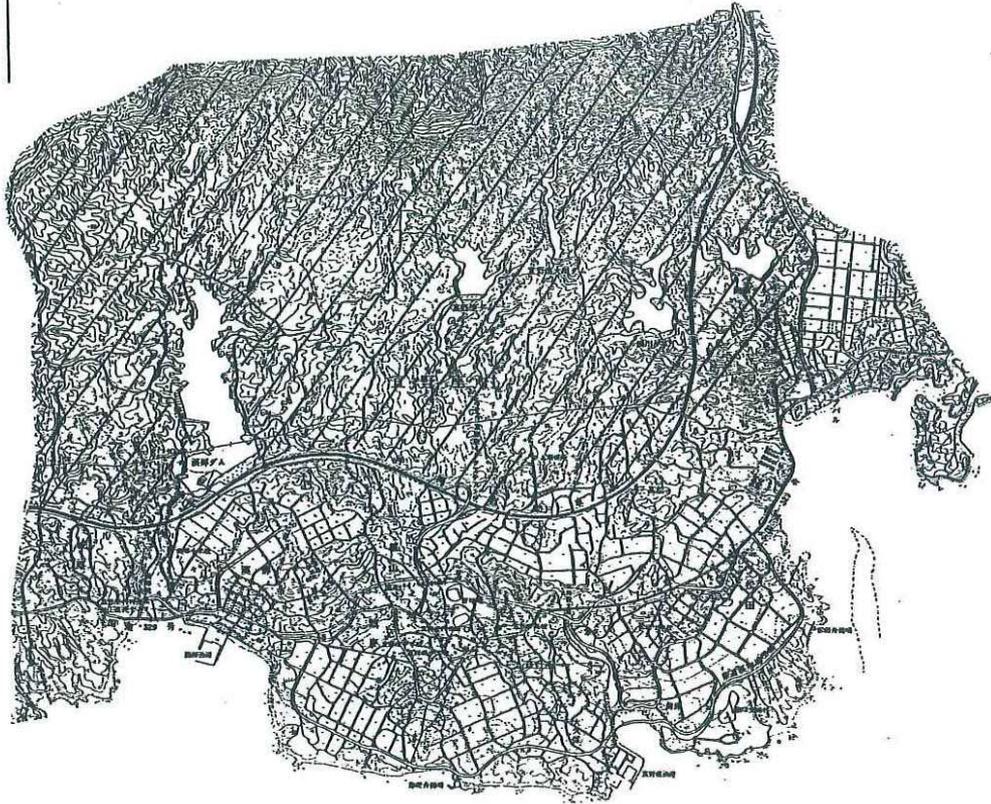
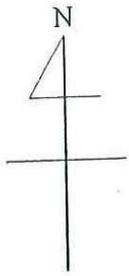


# 宜野座村森林整備計画

計画期間 { 自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 16 年 3 月 31 日 }

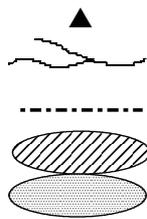
沖縄県宜野座村

# 市町村位置図



(凡 例)

山 岳  
 河 川  
 市 町 村 界  
 民 有 林  
 国 有 林



## 目 次

<b>I</b>	<b>伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	4
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
<b>II</b>	<b>森林の整備に関する事項</b>	7
<b>第1</b>	<b>森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
<b>第2</b>	<b>造林に関する事項</b>	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべきの命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
<b>第3</b>	<b>間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</b>	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
<b>第4</b>	<b>公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
<b>第5</b>	<b>委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
<b>第6</b>	<b>森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他の森林施業の共同化の促進方法	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
<b>第7</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17

<b>第 8</b>	<b>その他必要な事項</b>	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	18
<b>第 1</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	18
<b>第 2</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	18
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	18
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	18
3	林野火災の予防の方法	18
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5	その他必要な事項	19
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	19
1	保健機能森林の区域	19
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	19
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	19
<b>Ⅴ</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	19
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	20
4	森林の総合利用の推進に関する事項	20
5	住民参加による森林の整備に関する事項	20
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	20
7	その他必要な事項	20
<b>別表 1</b>	<b>公益的機能別施業森林の区域</b>	
<b>別表 2</b>	<b>公益的機能別施業森林の森林施業の方法</b>	
	<b>宜野座村森林区分図</b>	

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本村は沖縄本島北部に位置し、森林の内訳は総面積 1,554ha で、民有林面積は 1,554ha、区域面積に占める森林率 49.6 %となっている。

本村の総面積の約50%が米軍用地であり、また森林面積のほとんどが米軍用地内に多い。

森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、宜野座村においても森林の整備について長期的視点から宜野座村森林整備計画を作成する。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、特に発揮することを期待されている機能を有する森林を、7つの機能（「水源涵養」「山地災害防止/土壌保全」「快適環境形成」「保健・レクリエーション」「文化」「生物多様性保全」「木材等生産」）に区分し、機能に沿って以下の育成単層林施業、天然林施業を計画的に実施し、望ましい森林資源の姿に誘導するように努める。

#### ① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。

#### ② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複層の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

#### ③ 天然生林

主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林<sup>注4</sup>。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複層の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・育成することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

#### ① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

#### ② 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木

の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した設備が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名称等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

⑦ 木材等生産機能

林木の育成に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林施業の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

① 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森

林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて潮風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、潮風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

#### ④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園との施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ多様な森林整備を推進することとする。

#### ⑤ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

#### ⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の成育、生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

#### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種			
	リュウキュウマツ	イヌマキスギ	モクマオウタイワンソノキ	その他広葉樹
宜野座村全域	30年	40年	25年	30年

注) 標準伐期齢は、森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に森林の構成等を勘案して定めたものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や古損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う事とする。

集材に当たっては、林地の保全等を図るため「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う事とする。

#### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積は、原則として5ha未満とし、伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位とします。単木択伐の場合は、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては、40%以下）にするものとする。

帯状択伐の場合は、帯幅を上層木樹高の2倍程度とする。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

造林樹種は立地条件に適応し、適地適木の観点から成林の安全性が高いものを下表の中から選定することとする。

なお、下表の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	リュウキュウマツ、イヌマキ、イジュ、 イスノキ、クスノキ等	

#### 土壌による樹種選定基準

土 壤 型	土 壤 群	赤 黄 色 土								未 熟 土		暗 赤 色 土		備 考
	土 壤 亜 群	黄 色 土				赤 色 土				岩 層 土		暗 赤 色 土		
	土 壤 型	YB	YC	YD(d)	YD	RB	RC	RD(d)	RD	乾性	湿性	乾性	湿性	
	リュウキュウマツ	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	
	イヌマキ			○	○			○	○		○	○	○	
	イジュ		○				○							
	イスノキ			○	○			○	○				○	
	クスノキ			○	○			○	○			○	○	

注) ○は第一適木、△は第二適木

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下表を標準として植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を植栽するものとする。

##### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
リュウキュウマツ	密仕立て	5, 000穴(播種)	
イヌマキ	密仕立て	6, 000本	
イジュ	中仕立て	4, 400本	
イスノキ	中仕立て	4, 400本	
クスノキ	中仕立て	4, 400本	
その他広葉樹	中仕立て	4, 400本	

## イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付の方法その他必要な事項について定めるものとする。

この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に記載するものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全刈地拵では、造林の支障とならないよう植栽間隔等を勘案して、大枝等は等高線沿いに条状に集積し、残余の小枝等は全面積に散布して林地の保護に努める。</li> <li>・ 天然性林転換地にあつては、適宜保護樹帯を保残する。また、イヌマキ等幼令時に日陰を必要とする樹種では、前生樹をおおむね 20 % 保残する。</li> <li>・ 条刈地拵は、海岸等の常に強風潮風にさらされる場所において、主風向に直角に地床植物を保残し、造林木を保護する。</li> <li>・ 坪刈地拵は、土地等条件のいちじるしく劣悪な場所において苗木を植え付ける。根元と周辺を直径 1 m 程度の円形または方形に刈り払う。</li> <li>・ 伐根高は、おおむね地上 30cm とする。なお、45 度以上の傾斜地は施業対象外とする。</li> </ul>
植え付け方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裸苗については、麻袋などで苗木を包み苗木の乾燥を防ぎつつ実行にあたる。</li> <li>・ 植付にあたっては湿乾等の土地条件により植付の深さを考慮する。</li> <li>・ 植付作業の段取りにより、数日経過した苗木については山元で再び選苗し、衰弱した不良苗は植えないようにする。</li> <li>・ 被土は A 層を根の周辺に入れ、十分に踏み固めを行う。</li> <li>・ 水分の蒸散を防ぐため、苗木根部には落葉類の被覆を行う。</li> <li>・ 植付終了後は必ず見廻りを行い、不良苗あるいは植付不良のものがあれば手直しを行う。</li> <li>・ コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システムの導入に努める。</li> </ul>
植栽の時期	<p>リュウキュウマツその他亜熱帯樹種については、原則として 11 月～3 月とする。モクマオウ、タイワンハンノキ等の熱帯樹種については、原則として 3 月～10 月とする。</p>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、主伐後、人工造林による更新を行う箇所については、原則として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に更新を完了するものとする。

なお、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し 5 年以内に更新を完了するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によ

りの確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

原則としてイジュ、イタジイ等の高木性の樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

特に定めない

イ 天然更新の標準的な方法

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる I 齢級初期に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 3 本程度を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

天然更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造林を図り、林地の荒廃等を防止するため、人工造林によるものについては原則として 2 年以内とする。

天然更新によるものは早期に更新を図るものとし、確実な更新が図られるよう、5 年以内に更新の完了を確認し、更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

以下の条件に 1 つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性があることから、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、判断するものとする。

・海岸沿い等潮風害の影響を強く受ける森林

・岩石地又は A 層が脆弱な土壌、急傾斜地等で天然更新及びぼう芽による方法では適確な更新が期待できない森林

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数  
特に定めないものとする

- 5 その他必要な事項  
該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)		間伐の方法
		初回	2回	
イヌマキ及びスギ人工林	ha 当たりおおむね2,000本を保残する	20年		適切な立木配置に努め、形質劣悪、形質不良木を中心に伐採する。
	ha 当たりおおむね1,500本を保残する		30年	
リュウキユウマツの人工林	ha 当たりおおむね2,500本を保残する	15～20年		原則として間伐指針を利用する。
	ha 当たりおおむね1,500本を保残する		25～40年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育・間伐については、森林の質的向上と森林の有する機能の維持・高度発揮を図るため、林分の健全な保育管理に努める。

(ア) 育成単層林

a 下刈及びつる切り

下刈及びつる切りは、植生の繁茂状況に応じて適正な時期及び回数を選定し行う。下刈の方法は原則として全刈りとし、潮風害等の予想される場所では条件を考慮して条刈り・坪刈りを行う。また、目的外樹種であって、その生育状況や利用価値などを勘案し、私用なものは、保残し育成することとする。

b 除伐

除伐は、育成しようとする樹木の成長を阻害する樹木等を除去し、樹種構成、林齢、樹木等の配置状況及び地形、気象等の立地条件に応じ、適宜行う。

c 枝打ち

目標に応じた枝打ちを行う。11～1月を適期とする。

(イ) 育成複層林

樹下植栽等による複層林造成地においては、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ちは育成単層林に準じて行い、林内照度が低下し、下層木の健全な育成が阻害されている森林においては、受光伐を実施する。

保育の種類	樹種	実施林齢											備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～15	
下刈り及び	全樹種	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△		○：通常予想される実施基準

つる切り																				△：必要に応じて実施する 3年目までは2回、以降は雑草木の伸長の度合いに応じて行う
除 伐	イヌマキ																			○
	その他の樹種																			適宜行う
枝打ち	全樹種																			適宜行う

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定める。

##### イ 施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の的確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、主として長伐期施業を推進する。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域は別表2のとおり定める。

##### 森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	リュウキュウマツ	イヌマキスギ	モクマオウタイワンソノキ	その他広葉樹
本村全域	40年	50年	35年	40年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそ

れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、潮風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、受光伐など択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業方法を推進する。

公益的機能の維持増進を図るため、以下の森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林施業の区域を、別表 2 のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種			
	リュウキュウマツ	イヌマキスギ	モクマオウタイワンソノキ	その他広葉樹
本村全域	60年	80年	50年	60年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件を勘案した森林を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて別紙 1 のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。(天然下種更新や萌芽更新を行う森林など、市町村が定める場合は除く)

【別表 1】

区 分		森林の区域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1 林班、2 林班 6 ~ 1 2 林班 1 5 ~ 2 1 林班 2 3 林班	1286
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 林班 (い) 5 林班 (い) (ほ) (へ) (ち) 1 3 林班 (ろ) (は) (に) (へ) 1 4 林班 (は) (に) 2 2 林班 2 5 林班 (い) (に) (ほ) (へ) (と)	87
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1 林班、2 林班 6 ～ 1 2 林班 1 5 ～ 2 1 林班 2 3 林班	1286
長伐期施業を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	4 林班 (い) 5 林班 (い) (ほ) (へ) (ち) 1 3 林班 (ろ) (は) (に) (へ) 1 4 林班 (は) (に) 2 2 林班 2 5 林班 (い) (に) (ほ) (へ) (と)	87
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項  
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を図る。

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
不在村を含む森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成等を促し、森林の経営の受託等による経営規模の拡大を推進する。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項  
森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については森林経営管理制度の活用を促進するものとする。  
なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が本計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるよう留意することとする。
- 5 その他必要な事項  
該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
  - (1) 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等  
森林の集団化が可能な地域にあっては、市町村、森林組合等による地域協議会等の開催、啓蒙普及活動の促進等を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林組合法による共同施業規定制度との連携及びその活動に十分留意しつつ宜野座村森林整備計画に即した森林所有者間の施業実施協定等の締結を推進する。
  - (2) 森林組合等による森林施業受委託の促進  
林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進する。特に不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努める。
  - (3) 森林施業共同化の指導体制の強化  
森林施業共同化の促進に資するため、村、沖縄県北部農林水産振興センター(林業普及指導員)、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  
該当なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき債務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他の森林の整備のため必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  
該当なし
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  
該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
  - (1) 基幹路網に関する事項
    - ア 基幹路網の作設にかかる留意点  
該当なし
    - イ 基幹路網の整備計画  
該当なし
  - (2) 細部路網の整備に関する事項  
該当なし
    - ア 細部路網の作設に係る留意点  
該当なし
    - イ 細部路網の維持管理に関する事項  
該当なし
- 4 その他必要な事項  
該当なし

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項  
該当なし

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  
該当なし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び該当区域内における鳥獣害の防止の方法  
該当なし
  - (1) 区域の設定  
該当なし
  - (2) 鳥獣害の防止の方法  
該当なし
- 2 その他必要な事項  
該当なし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
  - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法  
森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、被害の早期終息に向けて、総合的な対策を推進する。  
また、松くい虫等の森林病虫害については、早期に伐倒駆除を行い、被害の拡大防止に努める。  
森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う事がある。
  - (2) その他  
森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などを推進するために、地元行政機関、森林組合、森林所有者等との連絡及び実施体制を構築し、被害対策や被害監視から防除実行までを連携により行える地域の体制づくりを促進する。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）  
野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力し防除活動等を効果的に推進する。
- 3 林野火災の予防の方法  
林野火災の予防のため、森林の巡視、啓発活動等を推進する。  
特に、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域においては、対策を集中的かつ計画的に実施し、被害の防止及び軽減を図ることとする。  
また、消防本部と連携し、林野火災の予防について適宜調整を行い、火災の防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  
該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

林分の区分	伐採を促進すべき理由
全林班	松くい虫の被害を受けている。 病虫害の被害を受けている。

注) 病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他  
該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域  
該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する事項  
該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備  
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高  
該当なし

4 その他必要な事項  
該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

イ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ウ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域  
該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備を通じて、森林レクリエーションや森林ツーリズム等により村内外の観光客の誘致を促し、地域の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民の価値観が変化する中、森林を健康づくりや癒しの場及び野外活動の場として確保するとともに、自然体験学習のフィールドとしての森林利用にも期待が高まっていることから、地域住民の要請に応じた森林体験活動の推進を図るため、森林利用施設の計画的な整備を進める。

また、森林空間を利用するため、住民の理解と協力の下、地域住民と都市住民の森林・林業の体験交流の場としての多様な森林づくりを推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林の整備に当たっては、社会全体で支えるという住民意識の醸成のため、地域住民や森林ボランティア等が森林を整備する活動に直接参加する機会を提供し支援する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他林水産省令で定める営利を目的としない者に対して必要な情報の提供等を行い、本村内の公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する施行実施協定の参加を促進する。

(4) その他

森林に対し、村民の理解を得るためには、青少年等が森林に関心を寄せることが重要であることから、森林に関する学習機会の確保や森林作業を体験できる場所の整備、その機会の提供など、青少年等の体験学習の確保に努める。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし